

改定	現行	備考
共通仕様書 (建設関連業務) [測量業務] 令和7年10月以降 宮城県土木部	共通仕様書 (建設関連業務) [測量業務] 令和6年10月以降 宮城県土木部	

改 定	現 行	備 考
第1章 総則 第133条 安全等の確保 1. 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。 2. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通知令和7年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 （2）受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。 （3）受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。	第1章 総則 第133条 安全等の確保 1. 受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。 2. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 （1）受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通知令和2年3月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。 （2）受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。 （3）受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。	
第 140 条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」（令和 6年 4月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 2. 受注者は、施工者希望型によりNETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	第 140 条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 受注者は、<u>「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</u> 受注者は、<u>「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総施第141号）による必要な措置をとるものとする。</u> 1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 2. 受注者は、施工者希望型によりNETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	